

不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令についてのお詫びとお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」）に基づく措置命令（令和6年1月29日付）に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次の通り周知致します。

弊社は、「エアーマスク」と称する商品（以下「本件商品」）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和4年4月22日から令和5年9月30日までの間、商品パッケージにおいて、「使用目安 60日」、「空気に反応し ClO_2 を放出 ClO_2 の持つ酸化作用により除菌・消臭」等と表示することにより、あたかも、ネームホルダーを首から掛ける、ネームホルダーが付いた鞆を肩から掛ける、二酸化塩素発生剤が入った専用ケースをポケットに入れる等により身に着けて本件商品を使用すれば、本件商品から発生する二酸化塩素の作用により、二酸化塩素発生剤1袋につき60日間にわたり、身の回りの空間に浮遊する菌が除菌される効果が得られるかのように示す表示をしておりました。

かかる表示について、景品表示法第7条第2項の規定に基づく消費者庁からの求めに従い、資料を提出しましたが、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものでは認められず、本件商品の取引に関し行っていた表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

本件により、お客様をはじめとしまして、関係者各位にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

弊社は、今回の措置命令を真摯に受け止め、再発防止のため管理体制の一層の強化に努める所存でございます。何卒ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

尚、弊社は2023年9月30日をもってエアーマスクの製造及び販売を終了し、その旨を各取引先にも案内しております。

令和6年2月23日

株式会社中京医薬品
代表取締役社長 米津秀二

本件に関するお客様からのお問い合わせ先

受付電話番号： 0120-446-999 （お客様サポート室）

受付時間 : 9:00～17:00（土・日・祝日を除きます）